

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項
の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

西脇市長 片 山 象 三 様

住 所
電 話 番 号
申請者氏名
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第 128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2
条第34項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記
のとおり申請します。

記

- 1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
- ・ 内容
 - ・ 期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
- 2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
- ・ 商号（屋号）
 - ・ 本店所在地
- 3 設立する会社の資本金の額 万円（会社の場合）
- 4 事業の業種、内容
- 5 事業の開始時期 令和 年 月 日

証明日 令和 年 月 日

西脇市長 片 山 象 三 印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 令和 年 月 日まで

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

西脇市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1 会社※¹設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※²を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができます。

4 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞について

- (1) 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請対象になる。

※補助上限200万円、補助率2／3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及

び開 業日（設立年月日）が公募締め切りから起算して1か年の間であること。

- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、小規模事業者持続化補助金（創業型）を活用することができます。

誓 約 書

西脇市が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく証明を受けるに当たり、事業者（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者又は同条第4号に規定する法人その他の団体（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

あわせて、西脇市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察署長へ照会がなされることに同意します。

西脇市長 片 山 象 三 様

令和 年 月 日

(事 業 者)

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- ・暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
- ・暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
- ・次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

- ① 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- ② 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為